



## 特集 家庭児童相談室45年の歩み

### 熊本学園大学附属社会福祉研究所 家庭児童相談室について

守弘 仁志

家庭児童相談室は1966（昭和41）年に熊本短期大学附属社会福祉研究所が設立されるのともなって開設され、地域の中でのさまざまな家庭、子ども、福祉の相談に応じてきました。1983（昭和58）年に研究棟に独立した面接室が置かれ、1994（平成6）年に大学の改組・名称変更にもない、「熊本学園大学附属社会福祉研究所家庭児童相談室」になりました。1995（平成7）年からは専門の相談員を配置させて相談の充実をはかりました。相談室は大学の附属施設として福祉研究の地域貢献としての位置にあるとともに、社会福祉学はもとより、医学、心理学、教育学、法学（法律）、社会学、その他の分野での研究員（本学教員）の専門的分野からの相談員への助言を生かしてさまざまな相談に対応することができます。また相談員は専門的な履歴を持ち、日常的な相談に対応できるとともに、専門性の高い相談には年に数回開催される研究員との相談委員会を通じて報告され対応策が検討されることになっています。このように地域の大学という専門性のもとにあることに本学家庭児童相談室の特徴があります。

これからも地域の中で独自の位置を占める本相談室をよろしく願いいたします。

（本研究所研究員 社会情報学）

### 相談員の立場から

砂川 真澄

わたしは岡田てるみ相談員の後任として、1999年8月に当相談室の相談員となった。以後、相談室は水曜日と金曜日の週2回の開室で相談を受けている。2000年12月にミーティングテーブルに替わってソファークセットを設置、2001年パソコンが入り、2004年に壁にロールスクリーンが飾られて、現在の相談室風景となった。

当相談室は、福祉事務所等に設置されている「家庭児童相談室」と名称が同一なので、混同されたり、18歳未満の子どもについての相談室だという誤解を受けたりしがちである。しかし、当相談室は子どもの問題に限らず、広く家庭に関する相談全般を受けつけており、子どもについての年齢制限もない。このような受付内容の範囲の広さが当相談室の大きな特徴だが、それを可能にしているのは、さまざまな専門知識をもつ本研究所の研究員が相談室委員として相談室を支える、バックアップ体制である。ひとりの相談員では受けられる相談に限界があるが、必要に応じて委員の助言を得、一緒に相談に応じるという仕組みがあるので、相談員が安心して相談者と向かいあうことができるようになっている。

当相談室は他機関の相談員や日頃相談を受けることの多い立場の人にも利用していただいている。そのような場合、相談というより



相談室ソファーセット

も、対応への助言を求められることが多いが、研究所に付設されているという安心感、信頼感がこのような利用につながっているのだと思う。

開設当初からの方針と聞いているが、当相談室は多数の相談を受けるよりは、ひとつひとつの相談について丁寧な対応をすることを重視してきており、積極的な広報をあえて控えてきた。そのため、実質的な相談活動を始めて四半世紀が過ぎているにもかかわらず、当相談室の知名度はあまり高いとはいえない。しかし、それはそう悪いことではなさそうである。というのは、相談者のなかには、相談していることを他人に知られたくないと思っている人や、相談に行ったときに知り合いに会うことをおそれている人がおり、とくに子どもの被害や非行に関する相談のなかには、地元の相談窓口を避けて当相談室を利用するケースがあるからである。地味であることはむしろ当相談室の強みになっているのかもしれない。

この20年、ドメスティック・バイオレンスや子ども虐待が徐々に社会問題化し、女性と子どもの人権の重要性が認識されるようにな

るなかで、女性や子どもの問題についての相談に応じる公的な相談窓口が増えてきた。相談者の選択肢が増えるのは望ましいことであり、当相談室でも相談者にとってより適切な相談窓口があれば紹介するようにしている。一方、夫婦の不和と子どもの問題が絡み合っている場合や、男性が家庭の問題で悩んでいる場合などに利用しやすい相談窓口は少ない。当相談室はそうした相談にも応じているが、社会のなかでまだ十分認知されていない相談のニーズに応えていくことは当相談室の使命のひとつではないかと思う。

当相談室は熊本学園大学構内にあるので、子どもとの面接にキャンパスを利用することができるという特色がある。季節がよければキャンパス内を散歩しながら子どもと話をしたり、グラウンドでサイコロボールを蹴ったり。大学祭の出し物を見て回ったり、絵が好きな子どもと一緒に本学産業資料館で開かれていた「浜田知明展」を観たこともあった。また、子どもとの面接の間、保護者に「グリーンキャンパス」（大学内の各種ショップ）で買い物をしてもらうなどして、気分転換を図っていただくこともできる。

大学という豊かな資源に支えられながら相談者に寄り添い、こぢんまりした相談室ならではのきめ細かな対応を心がけていきたいと考えている。

（家庭児童相談室 相談員）



## 家庭児童相談室開設 45周年に寄せて

山崎 史郎

家庭児童相談室が1966年（昭和41年）に開設されて、ちょうど45年になる。発足当初はスタッフやスペースなどの点で十分に活動できていなかったようだが、1983年（昭和58年）に研究棟1階の現在地に移転してからは、社会福祉研究所の一つの柱として継続的な活動が行われてきた。筆者もほぼ四半世紀にわたって所員であり、実際の相談担当者あるいは相談委員として関わってきたので、少し思いを述べてみたい。

今回、改めて本情報誌「くまもと 私たちの福祉」の第31・32号（1997年・平成9年12月発行）家庭児童相談室特集号に目を通してみた。ちょうど相談室の活動が本格化して15年ほど経った頃のものであるが、当時の所長丹野喜久子先生、所員故宮崎俊策先生、同豊島律先生（現長崎国際大学教授）、岡田てるみさん（相談員）らによる記事が見られる。この内、宮崎先生の記事に「ある年の相談内容」が紹介されている。それによると、「高校中退した子の家庭内暴力が激しい/校則違反を注意されてから登校拒否/入学直後から学校に1日も行っていない」といった発達・教育上の問題、「離婚の調停を控えているが、子のことが心配/追いつめられた子の、異常行動がみられる」など家族の問題、「成人である子が、神経症の問題があると診断された」など心身の問題、「地域である役割を担っているが、人々への対応が難しい」他、社会・法律の問題が挙げられている。昭和末期から平成にかけての世相の中の相談事であるが、

これを「いつの世も変わらない」と見るのか、「相談も世につれ」と見るのか、果たしてどうであろう。

ただ相談室が置かれている地域の状況は大きく変化している。この間、学校にはスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーが配置され、非行・問題行動に対しては警察管轄のスクールサポーターが置かれ、また教育センターの事業も拡大してきている。大学生のボランティアを派遣するユアフレンド事業、ハートフルフレンド事業、少年サポーター事業、ひとり親家庭訪問援助事業もある。児童相談所は熊本市にも設置され強化されてきたし、乳幼児では保健福祉センターの各事業、子育て支援関係、発達相談窓口の事業も揃ってきている。気軽に行ける精神科クリニックは大幅に増加している。このように、全体として家庭と児童を巡る相談の環境は整っていると見られる。

そのような中、当相談室もこの地域環境の中で特色を発揮していくことが大切となるのであるが、その基盤は「家庭と児童に関する福祉分野での知識・経験・人材の豊かな集積がある」ということにあると言ってよい。また「民間機関として、公的サービスとは一線



おとなも手に取る子ども用抱き枕  
幼い子ども用ツール



を画している」という点も大きい。これらの点で、通常の相談窓口では扱うのが難しいような問題にも力を発揮できるように思われる。例を挙げれば、福祉におけるセカンドオピニオンに係るもの、福祉・教育の公的サービスの質的向上に係るもの、アドボカシーなど権利擁護に係るものなどを扱えるということであろう。また時代状況から「子どもの貧困」が様々な形をとって現れうるということを踏まえつつ、かつこの個別の問題を一般化の中に解消せずにリアリティをもって見るなどには、やはり社会福祉研究所に設置された相談室という、本相談室のカラーが発揮されてくるはずである。こうして、個別の問題の解決に具体的に成果を上げながら、「この街にこの相談室があって良かったね」と中期的スパンで皆さんに思ってもらえるよう、地道な積み重ねを続けることが大切だと思われる。当相談室が他に替えがたい“強い輝き”を放ち続けんことを。

(本研究員 教育心理学)

## 「家庭児童相談室」という場所

社会福祉学部 下地 明友

### 1. 家庭児童相談室という「場所性」

家庭児童相談室という場所がある。そこには相談を担当している砂川真澄先生という方がおられる。砂川さんは、本誌の最後のページに「家庭児童相談室の窓から」というコラムを連載している。あらためて読んでみた。短い、相談室の実情がよくわかると同時に、日本の社会の実情が身の丈の姿でわかってくるから不思議である。そして「なるほど」と、私は納得する。相談室の前の廊下をよく通る

が、そのたびに、「相談中」という点灯した文字が目に入ると、心の中で感謝の念が湧いてくる。電話から流れてくる相談者の声に耳を傾けておられるのだろう、たいへんな苦勞もあるだろうと思いつつも、そのランプの灯を目にするたびに、一瞬、ほっとする気分になっている自分自身を発見する。電話の向こうの方たちも、電話が通じて、やわらかな声を耳にすれば、私が受けとった「ほっとした気分」を味わっているに違いないと、私は思う。「語り」には、その声を聴き入る他者が必要である。その他者とはだれか。苦境の時に、傍らに存在するもののこと。端的な他者のプレゼンスがあると、そのようにランプの灯は告げているのである。それで私はほっとする。

### 2. 児童相談運営委員会という

#### 「多声性の場所」

児童相談運営委員会というしくみがある。当大学には、社会福祉、経済、商業、経営、外国語などの多くの領域にわたる多数の専門教官がいる。このような多領域にまたがる教官たちが一堂に会して、相談で浮上してくる問題を検討している。ところで相談室の廊下の壁には、大きなポスターが貼ってある。小さなかわいらしいマウスたちが、蠟燭を中心に会食しつつ語りあっている（実際の委員会場面には会食だけはないが）。この構図は、委員会の雰囲気のみごとに表現している、と思う。多くの声を響かせながら、「問題」を検討するという雰囲気。そのポリフォニー（多声性）をかなでる場所が、名前は堅苦しいが、この委員会なのである。もちろん知恵を出しあうということは当然だが、砂川さんの慰勞を決してわすれてはいけない、という

ことが外してはならない要点である、と私は痛感している。

### 3. 「物語らないとわからないこと」がある

人間のこころは物語らないとわからないところがある、と思う。物語るには、時間というものが必要である。ゆっくりと語る時間がほしい。語るには、その語りに耳を傾ける人が必要である。その時間を共有するには、その話を共にひろげる場所がある。その場所のひとつが、家庭児童相談室という場所。この場所は、関係性の場所である。語るものと聞くもののやり取りが展開する場所。その対話はどこへ行くのか。どのように開かれていくのか。過去、現在、未来という予測不能で不確実性をはらんでいる時間性と同様に、この対話の向かうところも予測不能で、おおいに不確実性をはらんでいる。そこに可能性の道が開かれる。

### 4. あらゆる場所における、限界性と可能性

家庭児童相談室の限界性にも言及する必要がある。あらゆる場所には限界性があるように、その場所に属する者にもおのずと限界性がつきまとう。やはり、相談室の限界性を認識せざるを得ない状況が存在しているし、その限界性は前提とされる必要があるだろう。ときにはその限界性を超えるような内容や問題がでてくるかもしれない。その「超え」に対してどのような態度で折り合いをつけていくのか。おそらく、相談室にかかってくる電話やじかに顔をあわせる相談場面でも、つねに背景にはその未知性、不可知性のようなものが根底に潜在している。さらに現実的で表層的な限界性もある。ゲートキーパー的機能、治療的機能、カウンセリング的機能、ソーシャルワーク的機能、語り場としての機能など多

様な作用を「期待」されている場所なのかどうか。紙幅の関係で詳細に論じることはできないが、このような多様で次元の異なる機能をめぐって、おそらく相談室という場所性と相談者、および相談担当者と相談者、ときには最初に電話で受け付けをする係と相談者との「あいだ」には多次元的な課題が纏綿している。

上述した多数の「限界性」に配慮しながら相談室はこれからも固有の「可能性」を開きつつ存在していくだろう。

(本研究所研究員 精神医学)

## 「受け入れ、つなぐことの自覚」

萩原 修子

相談室とは、言うまでもないが、人が人を支える形の一つである。専門的な支えの必要な人や、あってしかるべき支えのない人たちは、何らかの支えを必要とする。そして、それをどこに求めるかというときの一つの形が「相談室」である。本相談室は1966年より設置、1995年に専門員が配置され、現在に至るまで45年の歴史をもつ。まさに、高度経済成長、停滞、バブル期、終焉という私たちの暮らしが激変してきたなかで、人と人とのつながりや支えあい方も大きく変わってきた時代だと言える。今や、社会には相談室や相談所と名前のつくものは多々あるし、公的機関も充実してきた。また、とくに90年代後半から、インターネットという、空間を超えてつながる手段が登場してきたおかげで、気軽に匿名で相談できる手段も増えてきた。人が人を支えるあり方にも、こうして多様な形態が登場し、私たちはそれを必要に応じて選択するこ

とが可能になっている。

その中で、現在の本相談室はどのような位置を占めるのか。私は本相談室の特徴が、立ち位置の自覚化による「ブレなさ」にあると思っている。それは「大学」という環境にあるがゆえの特殊性だけに還元されるものではない。現在の相談員を務める方、及びサポートする相談委員会の立ち位置の自覚・その明瞭さ、にも起因するものであると考えている。

本相談室の相談員である砂川真澄さんは、1999年から本相談室の相談員として着任され、今年で12年になられる。「NPOくまもと子どもの人権テーブル」代表を務められるほか、さまざまな活動を精力的になさっている。

相談員とは、一般に支えの必要な人に解決の道筋を開いていくことを手助けすることであろう。ただ、どのような形で支援するのかはとても難しい。しかし、砂川さんの立ち位置は明瞭である。「どんなに心配しても、保護者が代わりに登校したり、受験したりはできません。子どもの人生は子ども自身が切り開いていくしかないのだと保護者が考えるようになり、子どもとの距離のとり方が変わってくると、学校の問題についても出口が見えてくるようです。笑顔で春を迎えるためには、子どもとの一体感を卒業するさびしさを保護者が乗り越えることが必要なかもしれません。」(わたしたちの福祉：2010年1月31日、第56号「家庭児童相談室の窓から」)

砂川さんのこの言葉にあらわれているように、人は他者になりかわることはできない。そこで大事なのが距離のとり方の「自覚」である。それによって、他者を支配したり一体化したりせず、そのまま他者として受け入れ、尊重するがゆえに、どういう行動をとるべき

かという思考に人を導く。たとえば、親子や家族における「愛」という名の支配や依存、暴力や幻想から脱却できる「人と人とのつながり方」を、距離のとり方の自覚によって模索することができる。

同様に、相談員はどんなに相談者に親身に寄り添ったとしても、相談者自身にはなれないし、成り代わることはできない。当たり前のことのようであるが、相談員も相談者への距離のとり方に自覚的であることこそが重要だ。それがゆえに、砂川さん自身の言葉でいえば「必要に応じて他の機関につないでいくことが本相談室の役割」であり、それは本相談委員会の姿勢を表現している。

開かれた環境の中で相談者をそのまま受け入れ、必要に応じて他につないでいく。この相談員および相談委員会の明瞭な立ち位置・姿勢は、当たり前のように見えて、常に自覚的であることは難しいのではないか。とはいえ、常に「自覚的である」ことこそが肝要なのである。多様化した相談機関の中で、本相談室が確固とした役割を果たし得るのは、この自覚にあるように思われる。

(本研究所研究員 文化人類学)



相談者に役立ちそうな絵本を備えている

左：「ねえねえ、もういちどききたいな わたしがうまれたよること」(ジェイミー・カーティス作、坂上香訳、偕成社)  
右：「ココ、きみのせいじゃない はなれてくらすことになるママとパパと子どものための絵本」(ヴィッキー・ランスキー著、中川雅子訳、太郎次郎社エディタス)